

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和6年7月1日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和6年7月1日(月曜日)

午前9時57分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第10号 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

請第19号 現行健康保険証について当面の間の存続について国への意見書提出を求める請願

請第21号 医療用医薬品の安定供給確保について国への意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

委員長 高 島 和 男
副委員長 堤 泰 之
委員 藤 川 隆 夫
委員 溝 口 幸 治
委員 西 聖 一
委員 岩 本 浩 治
委員 本 田 雄 三
委員 杉 鷗 ミ カ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 下 山 薫
政策審議監 鉦 本 亮 太
医 監 池 田 洋一郎
長寿社会局長 篠 田 誠
子ども・障がい福祉局長 永 野 茂
健康局長 椎 場 泰 三
健康福祉政策課長 入 田 秀 喜
健康危機管理課長 弓 掛 邦 彦
高齢者支援課長 久保田 健 二
認知症施策・地域ケア推進課長 永 野 千 佳
社会福祉課長 富 安 智 詞
首席審議員
兼子ども未来課長 竹 中 良
子ども家庭福祉課長 中 村 寿 克
障がい者支援課長 高三渚 晋
医療政策課長 笠 新
国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史
健康づくり推進課長 小 夏 香
薬務衛生課長 境 啓 満
病院局
病院事業管理者 平 井 宏 英
総務経営課長 米 田 健 人

事務局職員出席者

議事課主幹 荒 木 洋
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時57分開議

○高島和男委員長 ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

委員長を拝命しております高島でございます

す。

この1年間、委員各位、そして執行部の皆さんとの活発な議論が行われますように、円滑な運営に努めてまいります。御指導御鞭撻、御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、堤副委員長から挨拶をお願いいたします。

○堤泰之副委員長 副委員長を拝命させていただきました堤泰之でございます。

今委員会がスムーズに進みますよう、努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により、紹介に代えさせていただきます。

それでは、下山健康福祉部長、平井病院事業管理者に続き、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（部長・病院事業管理者の後、政策審議監から順に自己紹介）

○高島和男委員長 それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔をお願いします。

まず、健康福祉部長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業等について資料に従い説明をお願いし

ます。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、令和2年7月豪雨における被災者支援の状況及び令和6年度の健康福祉部の主要事業等について御説明申し上げます。

まず、令和2年7月豪雨における被災者支援の状況です。

甚大な被害をもたらしました豪雨災害から、間もなく4年となります。

これまでに、仮設住宅等に入居されている約9割の世帯の方々が、住まいの再建を実現され、令和6年5月末時点での入居者数は、一月前になりますけれども、224世帯、424人になりました。

現在入居中の方につきましても、生活再建の見通しが立っており、県としましては、最後のお一人が再建されるまで、引き続き支援を行ってまいります。

なお、補足でございますが、懸念される今梅雨の状況でございます。

6月27日に発表されました線状降水帯発生予測情報を受け、本県は、災害警戒本部を設置しましたが、今のところ県内に大きな人家、住家の被害はないと聞いております。引き続き、気象情報に留意しながら、防災体制の備えに万全を期してまいりたいと思います。

次に、令和6年度主要事業について御説明いたします。

健康福祉部では、こどもまんなか熊本の実現、2つ目に、人生100年時代を充実させる医療、介護、福祉の提供体制と地域共生社会の推進、3つ目に、健康危機に強い県、熊本に向けた新興感染症対策及び公衆衛生対策の強化の3つの柱を掲げ、取組を推進してまいります。

まず、1つ目ですが、こどもまんなか熊本では、全庁横断的な体制として、「こどもま

んなか熊本」推進本部を立ち上げ、5月29日に第1回推進本部会議を開催いたしました。

令和6年度中に、こどもまんなか熊本・実現計画を策定する方針であり、計画策定に当たっては、こども未来創造会議にて、子供、若者、子育て世代などの意見をお伺いし、計画に反映させることとしております。

次に、2つ目、人生100年時代に向けては、医療、介護、福祉分野における人材確保が喫緊の課題となっております。

県民の皆様が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、事業者等と連携した人材確保の取組を強化するとともに、引き続き、在宅医療の取組や県民総参加での健康づくり運動を推進してまいります。

3つ目の感染症衛生対策でございますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しまして、1年2か月が経過したところでございます。

これまでの感染症対応から得られた教訓を生かし、健康危機に強い県、熊本の確立に向けて、新たな感染症危機に備えるための平時からの体制整備を強化してまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例関係2議案、報告2件でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算では、総額42億1,000万円余の増額をお願いしております。

主な内容ですが、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こども未来創造会議の開催や放課後の子供の居場所確保に係る経費、また、周産期医療体制強化に係る経費やがん患者への支援として、医療用ウィッグ等の購入費用や在宅療養費用等への助成に要する経費、さらに、新たな感染症への対策として、協定締

結医療機関の施設・設備整備費助成に要する経費などを計上しております。

今回の6月補正予算により、特別会計を含めた健康福祉部の令和6年度予算総額は、3,623億9,000万円余となります。

条例関係につきましては、議案第10号、熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外1議案を提案しております。

報告事項につきましては、報告第1号、令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和6年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

まず、項目欄の1つ目、災害救助対策の推進でございます。

右側説明欄1は、令和2年7月豪雨の被災者に対する応急仮設住宅の供与等を行うもの、その他、平時からの備えとして、市町村に対する要支援者個別避難計画の作成支援や県社協が行う災害ボランティアセンター関係の研修等への助成を行うものです。

項目欄の2つ目、「すまい」の再建支援及び被災者支援の推進については、右側説明欄にありますとおり、住まいを再建される方が住宅融資を利用される場合の利子助成や人吉市、球磨村などの地域支え合いセンターに対する支援を行うものです。

3ページをお願いいたします。

項目欄の3つ目、地域福祉の推進につきましては、右側説明欄1にあります地域福祉支援計画に基づいて進める取組で、2以下がその具体的な内容となっております。

地域の縁がわづくりに取り組むNPO法人や社会福祉法人等の活動を支援するもの、地域の人づくりでは、地域住民を対象にした研修会、あるいは学校、企業等への講師派遣などを通じて地域福祉を担う人材の育成、その他、地域住民の様々なニーズに対応する市町村の体制整備に対する助成や民生委員・児童委員活動に対する支援、ハートフルパスの普及など、やさしいまちづくりを通じて、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図るものです。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

主な事業について御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

項目欄の2つ目の、感染症対策の推進のうち、説明欄の2の肝炎対策事業でございます。

こちらは、B型、C型の肝炎ウイルスに起因する肝炎患者の治療や、肝炎が重症化して肝がんや重度肝硬変になられた方への入院治療に要する医療費の助成等を行うものでございます。

次に、4の新型インフルエンザ対策費でございます。

こちらは、新型インフルエンザ等の発生に備えた薬の備蓄や県の行動計画改定に係る協議会の開催等に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

一番上の6の新興感染症対応力強化事業でございます。

こちらは、新たな感染症危機に備えるため、感染症法に基づき、県と協定を締結する

医療機関が行う感染対策に係る施設や設備の整備などに要する経費の助成等を行うものでございます。

次に、項目欄の1つ目の食品の安全確保対策の推進のうち、3のと畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業でございます。

こちらは、屠畜場などで処理される食肉の検査と施設への衛生指導、対米等輸出用牛肉の検査等に要する経費でございます。

項目欄の2つ目の公衆衛生獣医師確保対策の推進の1の公衆衛生獣医師確保育成事業でございます。

こちらは、公衆衛生獣医師を確保するため、獣医系の大学に在学している学生に、一定期間県職員として働くことを要件とする修学資金を助成する事業等に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

1の動物愛護管理事業及び動物愛護推進事業でございます。

こちらは、保健所における犬の捕獲や抑留、新たな動物愛護センターにおける動物愛護の啓発や教育、保護した犬、猫の譲渡促進等に要する経費でございます。

健康危機管理課の説明は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

7ページをお願いいたします。

項目欄の1つ目の元気高齢者に対する取組みの1、老人クラブ活動の推進は、(1)の公益社団法人熊本県老人クラブ連合会や、(2)の市町村の単位老人クラブ等の運営や活動に要する経費に対する助成を行っております。

なお、今定例会において、県老人クラブ連合会へのシルバー養成の委託等について、所要の予算をお願いしておるところでございます。

項目欄、2つ目の要介護高齢者等に対する取組み(介護人材の確保)の1、福祉人材緊急確保事業は、県社協に委託して実施する福祉人材センターが行うマッチング支援や、県高等学校教育研究会福祉部会が実施する福祉系高校における生徒の資格取得への支援に要する経費等に対する助成等でございます。

2、介護人材確保対策推進事業は、事業者団体が主体的に実施する人材確保や人材育成の取組等に対する助成でございます。

3、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)は、介護福祉士の資格取得を目指し、養成施設に在学する学生等の修学資金の貸与事業を実施する県社協に対しまして、国の経済対策を活用して、貸付原資を助成するものでございます。

8ページをお願いいたします。

4、介護福祉士を目指す留学生受入支援事業は、介護福祉士養成施設が行う留学生に対する日本語学習支援に要する経費に対する助成でございます。

なお、今定例会において、介護サービス事業者が実施します留学生に対する奨学金の給付等に対する助成につきまして、所要の予算をお願いしているところでございます。

5、介護職員勤務環境改善支援事業は、介護ロボットの導入経費に対する助成等を通じまして、介護職員の勤務環境の改善を図るものでございます。

6、介護人材キャリアパス導入等支援事業は、介護サービス事業者による介護職員処遇改善加算の取得を促すため、キャリアパス導入の支援等を行うものでございます。

7、外国人介護人材受入環境整備事業は、外国人介護職員を受け入れる介護サービス事業者等が実施する日本語学習のための集合研修等に要する経費へ助成を行っております。

なお、今定例会におきまして、外国人を雇用する法人がそのために借り上げる住居の家賃等に対する助成について、所要の予算をお

願いしているところでございます。

9ページをお願いいたします。

項目、要介護高齢者等に対する取組み(介護基盤整備)の1、老人福祉施設整備等事業は、特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う個室整備やユニット化に伴う改築に要する経費に対する助成でございます。

2、介護基盤緊急整備等事業は、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備に対して、市町村が実施する助成、3、施設開設準備経費助成特別対策事業は、それらの事業所の開設までの準備経費に対する支援でございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

まず、認知症施策の推進についてです。

1、認知症診療・相談体制強化事業と3、認知症疾患医療機能強化事業は、今後も増加が見込まれる認知症患者に対応するため、認知症に係る医療体制の充実や相談体制を強化するとともに、専門医や専門スタッフの養成に要する経費です。

4、権利擁護人材育成事業は、高齢者の権利擁護推進のため、成年後見制度に関する研修や市町村が実施する市民後見人育成に要する経費について助成するものです。

11ページをお願いいたします。

地域包括ケアの推進についてです。

2、地域包括ケア多職種人材育成事業は、高齢者の自立支援や介護予防に携わる医療や介護の専門職の人材育成研修に要する経費について助成するとともに、高齢者の転倒骨折予防の取組に要する経費について助成をするものです。

4、地域包括ケアシステム構築加速化事業は、地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村を伴走型で支援するほか、介護予防の

取組を支援するための専門職の派遣体制を整備するものです。

5、在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会が行う訪問歯科診療の相談対応などに要する経費について助成するものです。

12ページをお願いいたします。

市町村介護保険事業の円滑な推進についてです。

1、介護保険低所得者対策特別事業から4、第1号保険料県負担金交付事業までは、いずれも介護保険法に基づく法定の補助金、負担金、交付金に関するものです。

5、第9期介護保険事業計画支援事業は、昨年度末に市町村が策定した第9期計画の推進支援及び介護保険業務の効率化に向けた研修会等を行うとともに、次期計画策定に向け、市町村の地域データ分析力を強化するための取組に要する経費です。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の13ページをお願いします。

主なものを説明させていただきます。

まず、生活困窮者等に対する取組みについては、1、生活保護の適正実施、(1)福祉事務所費、(2)生活保護適正実施推進事業は、県の各福祉事務所や社会福祉課において生活保護を適正に推進するための経費でございます。

次に、2の扶助費の(1)生活保護費、(2)生活保護県費負担金は、生活保護受給者に対する生活扶助や住宅扶助などの経費でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

3の生活困窮者に対する自立支援については、(1)生活困窮者総合相談支援事業、(2)生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者の自立支援プランの作成とその支援プラ

ンに基づく就労支援や家計改善の支援、さらに子供の学習生活支援を行うものでございます。

6月補正予算では、子供の学習生活支援事業費の一部を計上しております。

(4)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行います認知症高齢者等への自立支援事業に要する経費について助成するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

(6)ひきこもり支援推進事業は、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの御本人や家族等への相談支援、支援者の養成、情報発信に総合的に取り組むものでございます。

6月補正予算では、情報発信経費の一部を計上しております。

次に、戦没者等の援護についてですが、1の特別給付金等支給事務費は、さきの大戦で亡くなった軍人、軍属の御遺族に対する特別弔慰金の支給審査を行うものでございます。

社会福祉課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料16ページ目を御覧ください。

主なものを御説明させていただきます。

項目欄最初のこどもまんなか熊本・実現計画の策定等であります。

この説明欄1、子ども・子育て支援事業支援計画推進事業であります、今年度予定しているこどもまんなか熊本・実現計画の策定などのため、有識者会議や意見聴取を行う事業であります。

次の項目、教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援の1から7の事業は、子供の保育などに関する事業であります。

主なものを御説明しますと、説明欄1、子

どものための教育・保育給付費であります。

これは、市町村が支出する保育情報などに対する給付費に係る県負担金を交付するものであります。

続いて、4の多子世帯子育て支援事業は、国のほうの無償化の対象ではないゼロから2歳児の第3子以降の保育料などへの助成であります。

17ページ目を御覧ください。

こちらの真ん中あたり、8と9番のところではありますが、これは、私立幼稚園の運営に係る経常的経費などについて助成するものであります。

続いて、10と11ではありますが、これは、放課後児童クラブの運営や施設整備に対する助成であります。

続いて、18ページ目を御覧ください。

結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目のない支援であります。説明欄1、少子化対策総合交付金事業です。

これは、市町村が行う結婚、妊娠、出産まで、総合的な少子化対策に係る県単位の助成制度であります。

続いて、4番、子ども医療費助成事業であります。通院は就学前まで、入院は中学3年生までの医療費を助成するものです。

続いて、6番、先天性代謝異常等検査であります。

これは、国が定める20疾患について、新生児のうちに発見し、早期に適切な治療につなげるための公費検査に加えまして、拡大スクリーニング検査として、全国に先駆けて、公費検査対象外の3疾患の検査に要する経費について助成を行うものであります。

続いて、19ページ目を御覧ください。

8番、出産・子育て応援交付金事業であります。妊産婦への伴走型相談支援と一体的に合計10万円の経済的支援を行うものであります。

続いて、10番、妊婦に対する遠方の分娩取

扱施設への交通費及び宿泊費支援事業であります。

これは、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦への分娩時の交通費及び宿泊費の補助を行う市町村へ助成するものであります。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

資料は20ページをお願いいたします。

まず、項目欄の1番目、児童虐待防止と社会的養育の推進といたしまして、11の項目の事業を上げております。

このうち、1番、2番、それから21ページに移りまして、9番、10番は、主に児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応のための事業です。

特に10番は、新規事業で、児童虐待を早期に発見するため、医療関係者向けのマニュアルの作成や研修会等に対して助成を行うものです。

20ページに戻りまして、3番から6番、それから21ページの7、8、11番は、児童の里親委託や児童養護施設等への措置に要する経費の負担や児童養護施設等における人材確保の支援を行う事業です。

特に21ページの11番は、新規事業で、児童心理療養施設において、医療的ケアが必要な児童のため、看護師の加配に要する経費を助成するものです。

次に、21ページから22ページにかけて、項目欄、ひとり親家庭等福祉の推進といたしまして、3つの事業を上げております。

このうち1番は、児童扶養手当の支給。

22ページに参りまして、2番と3番は、貧困の連鎖を断つための学習支援やひとり親の経済的自立を支援する就業相談等を行うものです。

続きまして、22ページ中段の項目欄、DV

対策等の推進ですが、若年層を中心に未然防止教育等啓発、DV被害者等からの相談や保護などを行うものです。

最後に、厳しい環境におかれている子ども達への支援といたしまして、2つの事業を上げております。

子ども食堂への支援に取り組む市町村への助成やヤングケアラーの早期発見、支援を行うものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

○高三瀦障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

23ページからでございますが、1番は、障害者、大人の分、2番は、障害児、子供の分のそれぞれ入所施設、あるいは通所のサービスに関わる費用を計上しております。

3は、発達障がい者支援センターでございます。

北部と南部にございます。相談や研修を行いますこの支援センターの運営を行うものでございます。

4の医療的ケア児等の支援事業でございます。

熊大小児科のほうに人材育成、養成などをお願いしておりますこの医療的ケア児支援センターにコーディネーター等を配置しているところでございます。

5番の障害の福祉施設の整備費がございました。非常にたくさんの方に手を挙げていただいている状況でございます。

次のページ、24ページでございますが、1番、更生医療、これは、大人、子供も含みます、必要なサービス、必要な医療を給付させていただきます。

代表的なものとして、ペースメーカーでありますとか、透析といったものをお伝えしておきたいと思います。

2番の精神通院、あるいは3番の重度の障害の方々、これらは非常に医療費がたっ

かかりますものですから、助成をさせていただいております。

4番は、精神保健医療費、措置入院、自傷、他害などで入院されるような方々の業務を行う経費でございます。

また、5番でございますが、夜間や休日、そういった救急の診療を行うための整備事業でございます。

6の発達障害の医療体制整備事業でございますが、これも熊大の精神科医局のほうに待機者の解消に向けた取組などもしていただいているところです。

25ページ、依存症対策推進事業でございますが、アルコール、薬物、ギャンブル、こういった方々の当事者、あるいは御家族を、治療や支援というふうなものにつなげられるようにということで、相談支援拠点でございます県の精保センター、この支援体制も整備しているところでございます。

8番、自殺予防対策でございますが、自殺予防に係りますゲートキーパーでありますとか、あるいはSNS、電話対応などを通じて自殺対応の防止、そういったふうな活動をしている経費でございます。

1番の市町村の地域生活支援事業でございますが、市町村の在宅の障害のある方々の相談でありますとか意思疎通、こういったような経費を助成しております。

社会参加推進事業、2番でございますが、やはり当事者の方々の研修や人材育成、スポーツ、そういったような当事者の参加というふうなところを促しています。

3番の工賃向上計画は、いわゆる障害者御自身が稼ぐというふうなことで、そういった計画をつくっておりますので、コーディネーターの配置なども行いながら、障害者自らが稼ぐというふうなことを支えているところです。

次のページ、26ページでございますが、障害者御自身の芸術・文化を支えようというふ

うなことで障がい者芸術展、あるいはアールブリュット、そういったような展覧会の開催についての助成を行っているところです。

最後に、障害者の条例推進事業でございますが、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例、また、手話言語の条例、こういったものについての普及啓発、相談対応を行っているところでございます。

障がいは以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

医療政策課は、27ページから31ページにわたって事業の数も多いものですから、主な事業を説明させていただきます。

まず、項目欄、医師確保総合対策についてですが、説明欄1の寄附講座開設事業は、熊本大学病院に2つの寄附講座を設置し、総合診療医の育成や医療機関への医師派遣等を行うものになります。

説明欄、一番下の5、産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が産科医や助産師に支給する分娩手当に要する経費や、熊本大学病院において、産婦人科専門医の育成や地域の医療機関への診療支援等を行うための寄附講座を設ける経費及び県外から産科医等をリクルートする経費になります。

なお、荒尾地域において、地域の中核病院と産科診療所が連携をして分娩に取り組む周産期オープンシステムの運用に要する経費への助成を今議会の補正予算として計上をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

28ページでございます。

項目欄、看護職員確保対策についてですが、説明欄1の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップを支援するため、特定行為看護師の養成に要する経費や、熊本大学病院と地域の医療拠点病院間で、看

護職員が相互派遣研修を実施する看護職キャリア支援センターへの助成となります。

また、熊本県看護協会にナースセンターを設置し、未就業者の就労相談や再就業に向けた研修等を実施しております。

続きまして、項目欄、災害・救急医療対策につきましては、次の29ページをお願いいたします。

説明欄2のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリ「ひばり」が役割を分担し、相互に補完する熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、主に現場救急を担う熊本赤十字病院のドクターヘリの運航に係る経費や、防災消防ヘリで主に病院間搬送を担う熊本医療センターの病床確保に要する経費に助成する事業となります。

次に、項目欄、小児・周産期医療対策の説明欄1、小児医療対策事業は、小児救命救急センター等の拠点病院の運営に要する経費への助成や、夜間、休日に子供が発熱等した場合の電話相談シャープ8000により、看護師等が必要な措置を助言するものとなります。

その下の2、周産期医療対策事業ですが、総合または地域周産期母子医療センターを担う病院への運営費や、かかりつけである地域の産科診療所と周産期母子医療センターである熊本大学病院が妊婦の情報を共有できるよう、連携体制の強化に要する経費への助成となっております。

次のページをお願いいたします。30ページでございます。

項目欄、歯科医療対策についてですが、説明欄1の歯科医療確保対策事業は、県歯科医師会の口腔保健センターが行う障害児・者の歯科診療等に対する助成や歯科衛生士の確保、定着のために行う取組への助成となっております。

なお、八代歯科医師会、口腔保健センターが実施をしております休日歯科診療に要する経費への助成を今議会補正予算として計上さ

せていただいております。

続いて、項目欄、医療提供体制の充実についてですが、説明欄一番下の3、病床機能再編支援事業は、将来の医療需要等を踏まえ、急性期や慢性期といった、地域医療構想上過剰な医療機能の病床を1割以上減少した場合、病床稼働率に応じた額を助成するものです。

次の31ページをお願いいたします。

説明欄4の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、医療機関等における患者情報の共有を進め、質の高い医療・介護サービスの提供を図ることを目的に、県医師会によるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費への助成となります。

なお、くまもとメディカルネットワークの魅力発信や、昨年度開発をいたしましたスマートフォンにより参加同意が可能となるアプリケーションの周知広報等に要する経費を今議会の補正予算として計上させていただいております。

医療政策課の説明は以上です。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

32ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

国民健康保険指導費等の説明欄2、国民健康保険保険基盤安定等負担金につきましては、市町村が行う低所得世帯への保険料の軽減等に要する費用について、国民健康保険法に基づき、県負担金を交付するものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国民健康保険法の規定に基づき、保険給付のうち、県負担分を特別会計へ繰り出すものでございます。

項目の3番目の国民健康保険の事業運営につきましては、平成30年度から県に特別会計を設けて運営しております。

説明欄の1、国民健康保険保険給付費等交付金につきましては、市町村が医療機関等に支払う保険給付など、国民健康保険事業に要する費用を市町村へ交付するものでございます。

説明欄2の社会保険診療報酬支払基金納付金につきましては、後期高齢者支援金や介護納付金を支払基金へ納付するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

項目2つ目の後期高齢者医療対策につきましては、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金でございます。

説明欄1に、(1)から(3)までございますが、(1)は広域連合が行う医療給付について、(2)は高額医療費の軽減について、(3)は低所得者等の保険料軽減について、それぞれ広域連合に対して県の負担金を交付するものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

主な事業につきまして御説明いたします。

まずは、項目欄、健康づくりの推進です。

説明欄の1、健康増進計画推進事業は、くまもと21ヘルスプランに基づく、健康づくり県民会議などによる県民の健康づくりの推進や熊本県循環器病対策推進計画の進捗管理を行うものでございます。

今年度は、健康長寿社会の実現に向けて、県民の健康づくり運動の核となる県民会議につきまして、広報啓発やイベント開催など活動を拡充し、県民への発信力の強化や健康づくりに係る団体、企業の連携を促進してまいります。

説明欄2、健康長寿推進事業、通称くまもとスマートライフ推進事業でございます。

これは、県民の健康づくりの意識醸成や企

業、団体などへの健康経営のための普及啓発などを行うものです。

説明欄3、糖尿病発症・重症化予防対策支援事業。

糖尿病の発症や重症化の予防を推進するため、熊本大学病院にコーディネーターを配置しまして、糖尿病医療スタッフの養成や保健医療連携体制の整備を行う経費への助成でございます。

35ページをお願いいたします。

説明欄5、歯科保健推進事業は、熊本県歯科保健医療計画に基づき、子供の虫歯予防対策のためのフッ化物洗口の実施や、市町村への技術的な指導助言、人材育成などを行う熊本県口腔保健支援センターの運営など、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するものでございます。

次に、項目欄のがん対策の推進です。

説明欄1、がん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院などが行う医師研修や相談支援機能強化などに要する経費、また、今年度から新たに実施いたしますがん患者に対する医療用ウィッグや乳房補整具などのアピアランスケア用品購入や若年がん患者の在宅療養に要する経費について助成を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

説明欄5、がん相談機能発展事業は、各診療拠点病院に配置されたがん相談員を対象とした研修の実施など、がん患者及びその家族の相談支援体制を整備するものです。

続いて、項目欄、栄養指導対策の推進です。

説明欄2、健康増進法施行事務費は、健康増進法に基づき、特定給食施設指導及び国民健康・栄養調査などを行うものです。

37ページをお願いいたします。

項目欄、原子爆弾被爆者対策の推進です。

説明欄2、原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者の方に対し、健康管理手当などの支給

を行うものです。

項目欄、難病対策等の推進です。

説明欄1、指定難病医療費は、難病患者の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものでございます。

最後に、項目欄、ハンセン病問題対策の推進です。

説明欄1、ハンセン病事業費は、県民にハンセン病問題についての正しい理解を促すための普及啓発事業やハンセン病問題相談・支援センターの運営を行うものでございます。

健康づくり推進課の説明は以上です。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

38ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、項目の1つ目、生活衛生関係営業施設等の振興及び衛生水準の維持向上でございます。

3の生活衛生営業振興対策事業は、熊本県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や研修事業などを通じて、各生活衛生同業組合の専門的知識・技術等の取得等に要する経費について助成するものでございます。

次に、項目の2つ目、温泉の保護と適正利用の推進です。

1の温泉保護対策等事業は、温泉法に基づき、温泉の掘削などの許可手続に基づく調査や立入調査等を実施するとともに、県内の主要な温泉地に水位計を設置し、水位や温度等の調査を実施するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

項目の1つ目、臓器移植・骨髄移植の推進でございます。

1の移植医療推進普及啓発事業は、熊本県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植に関する知識の普及啓発や意思表示の記入促進等を図るものでございます。

次に、項目の2つ目、医薬品等の安全確保の推進でございます。

1の薬事許認可事業は、医薬品医療機器等法に基づき、医薬品の製造業や販売業などの許認可事務を適正に行うことで、医薬品等の取扱いの適正化を図るものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

項目の2つ目、薬物乱用防止対策の推進でございます。

1の薬物乱用防止事業は、青少年に薬物乱用が広がらないよう、県警、教育委員会などと連携しまして、小中学校、高等学校で薬物乱用防止教室の開催や各種キャンペーンを実施することで、薬物の正しい知識の普及を図るものでございます。

次に、項目の3つ目、後発医薬品の普及啓発の推進でございます。

1の後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業は、県民や医療機関が安心して後発医薬品等を使用できるよう、市場流通品の品質確認検査や協議会の開催等により、後発医薬品の信頼性確保に係る事業を進めるものでございます。

薬務衛生課の説明は以上になります。

○高島和男委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業等について資料に従い説明をお願いします。

初めに、平井病院事業管理者。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。着座にて説明させていただきます。

県立こころの医療センターの主な取組ということで御説明させていただきます。

資料の41ページをお願いいたします。

ここは、令和6年度当初予算の概要でございます。

病院事業でございますので、公営企業会計

となっております、収益的収支と資本的収支に分かれております。

表の下に括弧書きで注と記載しておりますけれども、収益的収支では、企業の経営活動、すなわち病院の診療等に伴って発生する収益と費用、資本的収支につきましては、建物、施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を掲げることとなっております。

表の左側、収益的収支では、収益合計が16億4,200万円余に対しまして、病院事業の費用が合計16億5,700万円余ということで計上しておりまして、収支差し引いた損益が1,400万円余の赤字というのを見込んでおります。

表の右側、資本的収支では、収入が1,300万円に対しまして、支出は3億8,600万円余を見込んでおります。収支の差引きが3億7,300万円余の赤字ということになります。

これは、いずれも過年度分の損益勘定留保資金等を充当することによって埋めていくこととなります。

次に、42ページをお願いいたします。

項目欄のところに2と書いておりまして、第4次中期経営計画、令和6年度から令和11年度の6年間の計画でございますが、この推進というのを掲げております。

主な項目といたしまして、真ん中の説明欄のところに、数字で、1、2、3、4と大項目が4つ書いてございます。県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮、2が医療の質の向上と安全・安心の確保、3が精神科医療を支える人材の育成、4が安定した経営基盤の確立ということで、定性的な計画を掲げているところでございます。

大変申し訳ございません。この資料でちょっと表現できていないのですが、この計画の肝となる部分としましては、現在、コロナの影響を受けまして、非常に患者数、入院者数が減っている状況でございます。これをコロ

ナ前の令和元年度の水準まで戻したいというのがこの計画の中期的な眼目でございます。

6、7、8の3年間でそこまで戻すということを掲げているというのが、すみません、ここに表現できていないんですけれども、この計画の眼目になります。

ちなみに、大体患者数、外来、入院とも3割から4割程度減っておるところでございますので、このままの水準で推移すると、なかなか今の病院の規模を守っていくのが難しいということになります。

これを、患者数を増やすということと、もう一つ、実は医師が精神科の分野でもかなり不足しておりまして、現在、常勤の医師が本病院で1名しかおりません。

非常勤を11人来ていただいております、トータルして、常勤に換算して6.3人ぐらいのマンパワーで医師を回しておりますけれども、目標としております令和元年におきましては、常勤が5人、非常勤兼ねて常勤換算で8.7人という体制でございました。

こういったものを元に戻すことを当面の目標として、医師確保、それから、患者のコロナで来にくくなっている方たちにまた戻ってきてもらうというようなことに努力したいということが項目でございます。ちょっと表現し切れなくて申し訳ございませんでした。

以上の方針に基づきまして、病院運営を行ってまいることとしております。

予算及び各取組の詳細につきましては、この後、総務経営課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○米田総務経営課長 引き続き、資料の42ページをお願いいたします。

まず、項目欄の1、病院の概要についてですが、開設につきましては、昭和50年に富合

病院として開設し、平成9年からこころの医療センターとして運営しております。

病床数は、稼働病床150床、そのうち、10床は結核病床となっております。

診療科目、設置根拠等は記載のとおりでございます。

項目欄2、第4次中期経営計画の推進でございます。

昨年度、第4次中期経営計画を策定し、重点的に取り組む事項として、4つの基本方針を掲げております。

説明欄1の県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮としまして、セーフティー機能の維持、充実を図るとともに、政策的、先導的精神科医療への積極的取組や地域生活支援機能の充実、強化に取り組むこととしております。また、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組を行ってまいります。

43ページをお願いいたします。

項目欄2の医療の質の向上と安全・安心の確保としまして、必要な医療従事者を確保するとともに、医療安全管理体制の充実を図ってまいります。

項目欄3でございますが、精神科医療を支える人材の育成としまして、人材の教育、研修の推進やDPATの派遣を含む災害医療への対応等、地域に貢献できる病院となるように取り組んでまいります。

説明欄4でございます。

安定した経営基盤の確立としまして、診療体制の再構築や効率的な業務運営体制の確立を図ります。

44ページをお願いします。

安定した経営基盤の維持、向上のため、医療収益を確保し、経費の削減に努めますとともに、職員の勤務環境の改善を図り、さらには、DXの推進により、医療の質の向上及び業務の効率化を図ってまいります。

続きまして、項目欄3の令和6年度予算について、内訳を御説明します。

下の表の左側でございますが、収益的収支をお願いいたします。

病院事業収益の内訳としましては、医業収益6億6,000万余、医業外収益9億8,000万余、このうち、一般会計からの負担金は9億2,400万余でございます。

病院事業費用の内訳としましては、医業費用16億3,400万余、医業外費用が2,200万余を計上しております。

次に、表の右の欄でございますが、資本的収支をお願いします。

資本的収入の内訳としましては、企業債1,300万円でございます。

資本的支出の内訳としましては、建設改良費2,400万余、企業債償還金3億5,600万余を計上しております。

病院局の説明については以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 子ども未来課の19ページの10番の新規事業の妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊支援事業、詳細について、これは通常分娩が対象になるのか、あるいは緊急時でも対象になるのか含めてちょっと説明いただければと思います。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今御指摘の事業につきましては、妊婦の居住地にかかわらず、安心、安全に妊娠、出産

ができるようにと、こういうことでありまして、通常の妊婦の方だけでなく、そのハイリスクの妊婦の方についても対象になるものでございます。

通常の妊婦の方であれば、分娩取扱施設が、おおむね60分以上かかる場所にあるかどうかというところで見一方、ハイリスクの妊婦の方につきましては、周産期母子医療センターまで60分以上かかるかどうかと、そういったところも含めて見るものでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 宿泊は何日まで大丈夫だとか、そういうのは特に規定はないんですか。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

14泊までこの宿泊費では見ることになっております。

以上です。

○藤川隆夫委員 特にこのハイリスクの方々、特に熊本県の場合は、その出産できるところがだんだん限られてきているような状況があり、ハイリスクの方々が恐らくいろんな地域で出た場合に、今言った60分超えるので、極めて有効な事業だろうというふうに思うんですけども、この部分、ただ、もう行き先がある程度どこか決まってくると思うので、そことの連携で、そこがまたいろいろ埋まっていた場合にどうするんだって話も当然出てくるというふうに考えますので、特にハイリスクの方に関しては、この周産期をやっているところの横の連携というのもしっかりと取れるような形でやっていただければというふうに思いますので、その部分も併せてよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○高島和男委員長 答弁はいいですね。

○藤川隆夫委員 はい。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 3点お尋ねします。

4 ページ、健康危機管理課のほうで、項目、2 段目の4 の新型インフルエンザ対策費ってあります。これは薬の備蓄関係ですけれども、かつて、5、6 年前かな、タミフルとカリレンザとか、県は備蓄してずっとやっているといるんですけども、去年がインフルエンザ、ちょっと多額な、数値が増えた中で、薬が市中に出回ってないという時期があったので、その担当課、県が備蓄している分を出したらどうかと尋ねたら、そのときの担当課は、出せないという話だったんですね。

で、それはどういうときに出すって基準があるのか。

それから、県が備蓄している薬ってのはどういうところに出すのかってのが1 点お聞きしたいと思います。

それと、次の5 ページですけれども、食品の安全確保対策の推進で、今の紅麴の死亡者数とか被害者数が大変問題になってきていますが、今朝の新聞であって、あれは機能的食品で医薬品じゃないからという話で、私もそれはちょっとびっくりしたんですけども、多分ここで聞いていいと思うんですが、県はその数字をどうやって把握して、国にその被害者の人数を届けているのかなというのを聞きたいと思います。

最後に、病院局の42ページで、病院経営も大変厳しいと私も分かって、今度また頑張ってもらいたいと思いますけれども、一般的な情報誌とか何か見ると、精神病院に行くのはもう半年、1 年待ちという話をよく聞くのに、その県の病院と市中の病院とすみ分けは

しているのかもしれませんが、そういう人たちを外来患者で受け入れて診察するという方法が取れば、もう少し改善ができるのじゃないかなと思っているんですけども、その点をお聞きしたいと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、1 点目の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についてでございます。

こちら、県のほうで、国から示された備蓄量として、24万3,000人分備蓄しておりますけれども、配布先基準については、大変恐縮ですが、手元に現在資料がありませんので、後ほどまた御報告させていただければと思います。申し訳ございません。

○西聖一委員 市中病院に出すのか、何か決まったルートしか出せないのかという、それから、いつ放出するという何か理由があるのかなというのを。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理でございます。

その辺りも含めて、確認した上でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○西聖一委員 分かりました。

○高島和男委員長 2点目の。

○弓掛健康危機管理課長 2点目の紅麴の件でございますけれども、基本、まず、小林製薬がごきます大阪市の保健所のほうから、被害者情報を探知して、熊本県のほうで該当者がいるということで調査の依頼がございしますので、そちらで探知するというのがまず1 点。

もう一点は、県の保健所、もしくは熊本市の保健所のほうに健康相談があるケースもご

ざいます。大きくその2つで県関係の被害については把握をしております。

○西聖一委員 具体的には、手持ちでどれくらいって数字は出せますか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

現在、県のほうで調査していますのが18人になります。熊本市の保健所のほうで調査している分が5名おりますので、合わせて県内では23名調査をしております。

ちなみに、その中で20人病院のほうを受診しておりまして、3人については軽症というところで、病院を受診されていないというふうに伺っております。

以上です。

○米田総務経営課長 当院につきましては、民間精神病院等の対応が困難な患者、措置入院であったり、医療保護入院、こういった受入れをしておりますが、当然一般の精神の受入れというのもやっております。その中で、電話等によりまして電話予約を受け付けまして、そこでこま数の空きとか、そういうのがあったときに受入れという形を取っているところでございます。

○西聖一委員 取っているんですけども、需要とかニーズはいっぱいあるんですね、精神病院にかかりたいという人がいるのを受け入れることは現状ではできないのかなって話。

○米田総務経営課長 冒頭局長が御説明しましたがけれども、今常勤の医師が1名、常勤換算で6.3ということでございまして、なかなかちょっと厳しい部分はございます。

○西聖一委員 そうなると、もう医者がいな

いと、この計画はなかなか見込みが厳しいということになってしまうんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○米田総務経営課長 医師確保につきましては、先ほど申し上げましたが、常勤医師の確保、そういったことをやっていきたいと思っておりますとともに、計画につきましても、達成できるよう努力してまいりたいと思っております。

○平井病院事業管理者 若干の補足をさせていただければと思いますけれども、精神科の診断というのが、大体短くて30分単位、ちょっと事情のあらわれる方になると、1時間、2時間とかかかるような場合があります。ですから、1人の医者が1日でさばける患者数というのがある程度限られているというのが1つありまして、それもありますので、今申し上げましたように、医者をなるべく確保したいというのがあります。

もう一つは、やはり精神科という特異性なんですけれども、医者と患者ってのが非常に密な関係をつくるところがありまして、この先生に診てほしいというような方もいらっしゃるんで、民間において何か月待ちとかいうような状況になっている例というのは、やっぱりその病院のその先生に会いたいということもあろうかと思います。

そういったものがちょっと絡み合っていて、先生のところ余っていらっしゃるからこっちは来てよというのがなかなか言えないところもあるんですけども、全体として足りないのは分かっておりますので、受診したいという方に広く間口を広げていきたいと思っております。今現在、思春期あたりの患者さんが、私どものほうに、まずは、病院の1つ前の段階、ケアの段階でも関わっていけないかというようなことに手を出したりしているところでございます。そうやって何とか改善し

ていきたいと思っております。

○西聖一委員 よろしくをお願いします。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

先ほど、すみません、インフルの備蓄薬の件でございます。

こちら、国のほうから新型インフルエンザ対策の目的以外に使用しないようにということで、通常よりも低廉な価格で購入しておりますので、そこについては、ほかの用途には使えないという状況になっております。

○西聖一委員 国の指示がないと出せない薬ってことですか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

そういうことになるかと思えます。

○西聖一委員 じゃあ欲しいというときは、議会とか行政を通して、国にお願いして初めて使えるということになるんでしょうか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

国のほうに確認をして、調整する必要があるかと思えます。

○藤川隆夫委員 今のに関連して。やっぱりこれは、ある程度自由に裁量権をですね、どこで感染症起こるか分からないわけであって、どこでばっと広がるか分からない。そのときに各自治体が使えそうな体制について国と協議をしてやっとなないと、持っとなっても結局無駄な話になってしまうので、それはぜひ国との話をしてもらった方がいいですね。

要は、自治体の判断で使えるようにしても

らうというのが大事だろうと思うし、なおかつ、今のインフルエンザの薬に関しても使用期限があるわけで、それが切れた場合は全部返還しているというふうに思いますし、その場合に、さらにまた備蓄するために買っているというふうな状況が恐らくあると思います。

であれば、やはり、西先生おっしゃるように、ある程度いろんなところで出た場合に、さっき言ったように、国との話も終わらせていて、自治体でできるようにしてしまえば、安価にということありますけれども、それなりの金額で、問屋経由で、必要なところに回すことは可能だというふうに考えますので、ぜひこれは国のほうに話をしといてもらえればと思います。

そうしないと、今言った形でいくと、ものすごいタイムラグが生じると思います。

使おうと思っても国と相談しなきゃ使えないって話になったら、結局使えないような話になってしまうので、それは、いわゆる調整はやっぱりやっとかべきだろうというふうに思いますので、そこはよろしく願いを申し上げます。答弁は要らないです。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 25ページ、障がい者支援課のほうにお聞きしたいと思います。

25ページの社会参加の推進の中に、市町村地域生活支援事業という、市町村が行う障害者に対する相談支援や意思疎通の支援等に対する経費ということになっておりますが、御存じのとおり、障害者の種類及び程度に応じて、障害者の情報などを迅速に確実に取得しなければ、なかなかこういう部分の意思疎通とか迅速に取れないんじゃないかと思うんですが、これはどういうふうに市町村に対して行われているのか、お聞きしたいと思います。

○高三瀨障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

地域生活支援事業、これは、まさに市町村が裁量的経費として行います。

地域に住んでいらっしゃる障害の種別、程度、そういったようなことで、本来、市町村が行うべき事業というのは選択的に行えるというふうな性質のものです。

そうしますと、まさに、その地域でどういう方がお住まいなのかというふうなことを把握する必要があります。

それにつきましては、地域の相談支援専門員、あるいは、相談支援事業所と言われるような、障害のプランをつくられるような方々、あるいは、団体の方々、当事者の方々、御家族の方々が、市町村に対して、こういうふうな事業が必要ではないかというふうなことを申し出られるというふうなことが、非常に端緒としてはあるのかなというふうに理解をしております。

○岩本浩治委員 やはり多様な手段がなければいけないんじゃないかと思うんですね。

そして、それを市町村が十分把握してなければ、緊急の場合に、その窓口の市町村が動けない、また、市町村が整備をしていかなければならないんじゃないかと思うんです。

そういう中で、今障害者の方々、もう在宅志向が強くなってきておりますので、そういう整備というのは、やはり市町村にちゃんとした整備体制をつくるように、ぜひお願いをしたいなと思っているんです。

よく、市町村は、近隣の社会福祉法人に委託してしまうんです。その社会福祉法人自体も、多様な障害者を支援しておるわけですから、自分のところだけではできない部分がありますので、これは、やっぱり市町村にぜひちゃんとした整備体制をつくれということをお願いをしたいなと思っておるところでござ

います。

○高島和男委員長 答弁は要りませんね。

○岩本浩治委員 はい。

○高島和男委員長 要望ということで。

○高三瀨障がい者支援課長 障害施策につきましては、御存じのとおり、身体、知的、精神、そういったものが統合されて一般施策というふうなことになりました。

事業所自体が、どこを非常に得意とするかというふうなところもございますので、いわゆる自分の専門外のところについての対応というのはなかなか難しいというふうなこともあります。もう月日も大分たっております。3障害が統合されて、それぞれ対応ができるというふうなところが少しずつ進んでいるのかなと思っております。

委員の御指摘の、いわゆる市町村ごとにもそういった体制が整備されるというふうなことの後押しにつきましては、私どもも考えさせていただきたいと思っております。

○岩本浩治委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○高島和男委員長 ほかにございせんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

2点教えていただければと思っております。

この委員会、ちょっと初めてなもんですから、御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、8ページの介護人材の不足というのは、昨今、新たな部分としての大きな課題だと思います。

そういう中で、5番の介護ロボットなんですけれども、どの程度の介護の手助けになるのかということと、どのぐらいの実績導入があるのかというのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

それと40ページ、薬物関係の乱用防止ということで、ちょっと私、認識なくてすみません。薬物乱用防止指導員等というふうに記載してありますけれども、この方々がどのぐらい県下いращやるのかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、介護ロボットについて御説明させていただきます。どの程度の効果というところ難しいところあるんですが、補助事業ベースで導入されたものを実績報告書等見ていきますと、多いのがセンサー付きのベッド、そこで、しっかりと要介護者の方がベッドの上で特に急変もなくお休みになっていれば、介護職員の方々、ほかの仕事ができますものですから、かなり効率的にできるのかなというところで、やっぱり、ベッドの導入実績というのが多いのかなというふうに思っております。

あと、そのほかで、実績報告で見かけるのは移乗支援、やっぱり患者さんを移動させるときに補助する、そういったロボットが多うございます。

導入実績につきましては、さきの4か年戦略の目標値で、5年度末までに事業所の50%、半分を導入するよという目標だったんですが、実績ベースでいきますと、残念ながら少し足りてないんですが、44.4%、374施設で導入実績があるという状況でございます。

引き続き、介護ロボット、ICTの導入促進というのはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

○本田雄三委員 ロボットという、じゃあセンサーのベッドがそういうふうな呼称で呼ばれているというところの認識でいいですか。

○久保田高齢者支援課長 介護ロボット、ベッドだけではなくて、移乗支援とかいろんなものがございますけれども、特に、我々の、こちらの補助金ベースで導入されているもので多いのがベッドかなというところでございます。

○境薬務衛生課長 それでは、薬物乱用防止対策について御説明いたします。

先ほど御質問ありましたとおり、薬物乱用防止対策につきましては、熊本県に設置しております熊本県薬物乱用対策推進本部というところを中心に、関係機関と連携をして取り組んでいるところでございます。

先ほど御質問のありました薬物乱用指導員につきましては、薬剤師会の方々、それからライオンズクラブの方々や保護司会など、広く様々な方々に御協力をいただいております。

具体的なちょっと数字について、今手元にございせんので、また後ほど先生にお伝えさせていただければと思います。

以上でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

○高島和男委員長 いいですか。

○本田雄三委員 はい。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 部長の最初の説明の中にありました新型コロナウイルス感染症、もう既

に5類になって1年2か月ぐらいたつてことで。

ただ、今若干、最近また新型コロナウイルス感染症流行しているような状況があり、増えてきてますよね。毎週金曜日かな、報告あるのを見ていると増えております。

そういう中で、学校であったり、施設であったり、様々なところでクラスターが実は起こっています。

現実問題起こってて、そのクラスターの発生状況というのは、今は県は全部把握できているのかというのと、また、施設等で起こった場合に、高齢者の場合に、やっぱり呼吸器疾患持っていた場合に重症化することもあるって、緊急搬送している場合も結構今増えてきているというふうに聞いておりますし、その中で亡くなられている方も結構いるって話を聞くんだけれども、もう最近何か忘れられたように全く表に出てこなくなっているんで、再度、もう一回注意喚起、特に高齢者を扱うところに関しては注意喚起が必要なんじゃないのかなというふうに思っていますので、現在の状況がどういうふうになっているのかも把握されているのであれば——把握されてないんであれば、それはもうしょうがない話なんですけれども、把握されているのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今のところ、クラスターが発生したときに健康危機管理課のほうで全てを把握しているということではないのが1点と、あと、委員御指摘のとおり、確かに今増えてまして、ピーク時に比べると、当然少なくなっているんですが、4月末時点で全国で39位だったところが、今、直近では全国で5位まで上がってきております。

そういう意味では非常に増えておりますの

で、注目をしているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 もう1点、今の件で入院の状況というのは分かりますか。

要は、重症化した場合に医療機関に入院させて診るという話で、幾つかベッド確保されていると思いますけれども、その使用率というか、使用の状況というのが分かれば。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

新型コロナの患者さんの入院状況につきましては、本年4月から、もう、いわゆる医療機関間での入院調整という制度になっておりまして、県のほうでは、残念ながら把握するすべが今ないというような状況でございます。

ただ、一応5類になりまして、昨年度医療機関間での調整の準備期間は十分あったと思いますし、病院間での調整というのは、それなりに回ってきているというふうに思っております。

医療機関のほうから、入院調整について、当課のほうに御相談等は今のところはあつてないような状況でございます。

○藤川隆夫委員 まあ、ある意味病院間同士で話が終わっているという理解でいいですかね。

ただ、今言ったようにちょっと増えているので、逆に言うと、県民に対する啓発というのは必要になってきているんじゃないのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○高島和男委員長 ほかににございませんか。

○岩本浩治委員 14ページの社会福祉課にお

尋ねします。

社会福祉課の中、14ページの5番目に、矯正施設等退所者社会復帰支援事業、これは大変いい事業じゃないかと思っておるんです。

そういうことでいけば、例えば、もう刑務所上がりとか、少年院上りをぜひということだと思うんですが、これは定員内の人数になるのか定員外なのか。

それと同時に、市町村の、例えば障害であれば支援費対象になるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいなと思っているんですが。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

定員ですかね、定員ってのは特にございませんで。

○岩本浩治委員 いや、この受け入れる事業所の定員枠なのか枠外なのか。

○富安社会福祉課長 この事業でしているのは、ニーズの把握だとか、関係機関との連絡調整だとか、いわゆる各種申請の支援とか就労支援とか多岐にわたってまして、そういったことの調整業務を委託先のところでやっているような状況でございます。

○岩本浩治委員 すると、委託先になりますと、保護観察所とか、そういうところが委託先になっているんですかね。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

委託先は、済生会のほうにしております。

○岩本浩治委員 済生会の事業所に委託をされているということですか。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

す。

済生会のほうで、済生会の病院というよりは、最初から熊本支部が福祉の事業としてされてまして、保護観察所とか各種施設と連携しながら調整を進められると、そういうふうな状況でございます。

○岩本浩治委員 分かりました。いいです。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、担当課長から、議案第1号から説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和6年度6月補正予算説明資料2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

1は、県社協に対する職員人件費等の助成、2の(1)は、地域の縁がわの新規立ち上げ等の相談に対応する窓口設置等に要する経費です。

その下の(2)及び(3)、さらに、次の3ページの(4)の事業については、先ほど主要事業で説明しましたとおりです。

次の3の(1)は、県総合福祉センターの照明設備等の改修関係、(2)は、公衆衛生医師確保のための求人広告に要する経費でございます。

その下の(3)は、減額をお願いしております。

この事業は、国が進めるシステム標準仕様に伴い、本県システムを再構築するものです。

当初は単年度実施を想定しておりましたが、国の標準仕様確定が年度末にずれ込んだことから、無理なく円滑なシステム移行を図るため、事業期間を令和7年度まで延長することとし、6年度分の予算額を減額するものです。

年度またぎの事業となりますので、あわせて、債務負担行為の設定も後ほどお願いさせていただきます。

4の国庫支出金返納金は、国庫補助金の額の確定に伴う返納金です。

当課以外の課にも国庫支出金返納金の計上がございますが、同様の趣旨でございます。

4ページをお願いいたします。

5の地域福祉基金積立金は、寄附金の積立てです。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど3ページで御説明した福祉総合情報システムの改修に係る事業期間延長に伴う設定です。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

6ページをお願いいたします。

主な項目について御説明させていただきます。

まず、下段の予防費でございます。

一番右の説明欄の(1)の感染症予防事業費でございますが、こちらは、改正された感染症法に基づき、県が設置する連携協議会を開催するための経費と感染症に対応する保健所職員等を養成するための経費を計上しております。

次に、(4)の新興感染症対応力強化事業でございます。

こちらは、先ほどの主要事業及び新規事業で御説明したとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

一番右の説明欄の1の食品衛生監視費でございます。

こちらは、食品衛生関係の分野で功績が顕著な方などに対する県知事表彰に要する経費を計上しております。

健康危機管理課の説明は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

上段、社会福祉総務費の右側説明欄1、社会福祉諸費の外国人介護人材受入環境整備事業は、先ほど主要事業及び新規事業で御説明しました外国人介護人材用の住宅の借り上げ費用に対する助成でございます。

下段の老人福祉費の1、高齢者福祉対策費の(1)明るい長寿社会づくり推進事業は、一般財団法人熊本さわやか長寿財団が実施します高齢者の生きがいくりに対する助成等でございます。

9ページの(2)県老人クラブ連合会活動推進事業と(3)介護福祉士を目指す留学生受入支援事業は、先ほど主要事業及び新規事業で御説明したとおりでございます。

(4)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症が発生した事業所等において生じた消毒、清掃費用や衛生用品の購入費用、割増しの人件費など、いわゆる掛かり増し経費につきまして助成するものでございまして、昨年11月から今年3月までに発生した経費について、国の繰越予算を活用して実施するものでございます。

10ページをお願いいたします。

(5)介護の魅力発信プロジェクト事業は、介護の魅力が伝わる動画や写真等のコンテンツをデジタル技術を活用して発信するものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料11ページをお願いいたします。

2段目、老人福祉費の1、高齢者福祉対策費、地域包括ケア多職種人材育成事業は、高齢者の転倒骨折防止のための研修会開催や周知啓発活動への助成に要する経費です。

12ページをお願いいたします。

右側の説明欄2、介護保険対策費、第9期介護保険事業計画支援事業につきましては、さきの主要事業で説明しましたとおりです。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

13ページをお願いいたします。

上からですが、まず、遺家族等援護費についてですが、これは、毎年8月15日の熊本県戦没者追悼式の開催等に要する経費について助成するものでございます。

その次に、生活保護総務費については、生活困窮者等で受験期にあります子供の学習支援に要する経費でございます。

最後に、精神保健費についてですが、ひきこもりの支援に関しまして、ユーチューブ等、SNSを活用する広報等に要する経費でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

14ページを御覧ください。

右側説明欄の1、児童健全育成費の(1)児

童健全育成事業であります。放課後児童クラブの待機児童の発生に対応するため、緊急的に放課後の居場所を確保する市町村への助成をする経費であります。

次に、(2)子ども・子育て支援事業支援計画推進事業については、先ほどの主要事業で御説明したとおりであります。

続いて、下のほう、(5)「くまもとスタイル」子育て推進事業であります。子育て応援の店の情報ですとか、こどもまんなか熊本の機運醸成の広報、イベント開催などの経費であります。

15ページを御覧ください。

こちらのほう、中段のほうの3、保育士等確保対策費の(1)保育士人材確保事業であります。

これは、県が委託した巡回支援員が保育園を巡回しまして、保育士の不安解消ですとか、そういったもので保育士が働きやすい環境づくりにつなげようとするものです。

続いて、(2)予備保育士確保促進事業については、年度途中の保育ニーズの増加に備えまして、あらかじめ保育士を雇用する園にその経費を補助する市町村へ助成するものであります。

続いて、16ページ御覧ください。

こちら右側下段のほうで、1、母子衛生費の妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業については、先ほどの主要事業で御説明したとおりであります。

子ども未来課の説明は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

資料は、18ページをお願いいたします。

上段の社会福祉施設費は、女性相談センターにおけるアウトリーチなどにより、細やかなケースワークや支援につながりにくい若年女性等のニーズ調査に要する経費でございます。

下段の母子福祉費ですが、県ひとり親家庭福祉協議会に対する助成や独り親家庭等の子供の学習支援、子ども食堂の支援等に要する経費でございます。

続いて、19ページでございます。

19ページの下段から20ページにかけて、児童福祉施設費は、子供の権利擁護のための意見表明の支援に要する経費と、先ほど主要事業及び新規事業の中で御説明しました児童虐待防止ネットワーク事業及び乳児院等多機能化推進事業です。

子ども家庭福祉課は以上です。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

21ページを御覧いただきます。

説明欄、障がい者福祉諸費というところで、障害の団体に対する助成を行っております身障連、スポーツ・文化協会、手をつなぐ育成会などでございます。

2番目は、施設整備費でございます。

障害の施設を助成するということで、1件採択を、国のほうから内示をいただいておりますので、その分でございます。

1つ飛ばしまして、こども総合療育センターの管理運営費でございます。

これは、照明とか空調とか、そういったような改修に伴う経費を上げております。

次のページでございます。

母子衛生費のところ、肢体不自由児協会の運営に関する助成、また、最後でございますが、県の精神保健福祉協会の運営に対する助成、それぞれ行っているところでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費ですが、1の(1)医療施設等施設・設備整備費は、電子処方箋を導入する医療機関に対して行う助成について、要望調査等の結果に基づき、増額をお願いするものです。

おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

説明欄の(5)産科医・新生児科医等確保事業は、先ほどの主要、新規事業で御説明したとおりでございます。

一番下の3、地域医療介護総合確保基金積立金は、今議会に補正予算を計上しております同基金を活用して行う事業、健康福祉部4課8事業ございますけれども、この実施に必要な額を積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

25ページでございます。

下段の保健師等指導管理費の説明欄1、看護師等確保対策費につきましては、外国人看護師候補者就労研修支援事業ですが、経済連携協定、EPAに基づきまして、外国人看護師候補者を受け入れる医療機関に対して、研修費等の経費を助成するものになります。

医療政策課の説明は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料26ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

右説明欄の1、健康づくり推進費を御覧ください。

(1)の健康食生活・食育推進事業は、熊本県食生活改善推進員連絡協議会の運営等に要する経費についての助成でございます。

(2)がん対策推進事業、(3)健康増進計画推進事業、(4)健康長寿推進事業につきましては、さきの主要事業で説明しましたとおりでございます。

27ページをお願いいたします。

説明欄の2、原爆被爆者特別措置費は、原

爆被爆者の福祉の向上を図るための団体の運営ですとか、原爆死没者の慰霊式典に要する経費についての助成でございます。

健康づくり推進課は以上です。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、これは、県内医療機関における臓器移植院内コーディネーターの中から、リーダーコーディネーター等の養成に要する経費でございます。

次に、生活衛生指導費でございますが、これは、生活衛生及び建築物環境衛生分野における県知事表彰に要する経費でございます。

次に、環境整備費でございますが、これは、県内の主要な温泉地の源泉の水位、温度をモニタリングする水位計を設置し、温泉資源の保護対策に活用するための経費でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

薬務費でございますが、主なものは、右の説明欄1、薬務行政費の(2)のとおり、県内に就業する薬剤師確保のための実態調査、偏在是正等に向けた具体的な対策の協議、検討に要する経費でございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、議案第10号の説明をお願いします。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

条例改正について、御説明させていただきます。

議案第10号、熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正

する条例の制定についてでございます。

資料33ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨は、国において、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が施行されたことを受けまして、条例における関係規定を整理するものでございます。

2、内容は、(1)に記載しております①から⑦までの7つの条例につきまして、磁気ディスク、CD-ROMその他、記録しておくことができるものという、特定の記録媒体の使用を定める規定、こちらを見直しまして、電磁的記録媒体に改めるものでございます。

それによりまして、新たな情報通信技術の導入、活用に対応できるようにするというものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、議案第11号の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料34ページをお願いいたします。

議案第11号、熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきまして、35ページの概要により御説明申し上げます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険法等の一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

次に、2の内容についてでございますが、国民健康保険法等の一部改正により、本年4月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、条例の附則部分に定めた退職者医療制度に係る規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日と

しております。

国保・高齢者医療課からの説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、報告第1号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料36ページをお願いいたします。

報告第1号、令和5年度繰越計算書の報告でございます。

上段の事業名、福祉総合相談所運営費は、当該相談所の外壁等の改修工事に係る設計業務で、工法検討などに時間を要したことによる繰越しです。

なお、本設計は、本年4月末に既に完成しております。

下段の保健環境科学研究所設備整備事業費は、当該研究所の電気設備改修工事で、設備の工場製造に時間を要したことによる繰越しです。

なお、もともと2か年度の事業であり、完了は、当初の予定どおり本年9月末の見込みです。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

37ページをお願いいたします。

1の公衆衛生費につきまして、新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業費の一部を繰り越しております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症患者の医療費などの公費負担分について、令和6年度に支払いが生じる経費を繰り越したものでございます。

次に、2の環境衛生費につきまして、動物愛護推進事業費の一部を繰り越しております。

こちらは、新動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本の施設紹介動画等の作成業務委託が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

健康危機管理課の説明は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

38ページをお願いいたします。

3行目の介護施設等職員処遇改善推進事業費は、国の経済対策の一環で、介護施設等が今年2月から5月までの介護職員の賃金を引き上げた場合に助成するものでございまして、昨年度の2月補正にて予算化した事業で、年度内の執行ができなかったため、繰り越したものでございます。

なお、6月以降の処遇改善については、今回の介護報酬改定の中で所要の措置が取られているところでございます。

5行目の施設開設準備経費助成特別対策事業費、6行目の介護職員勤務環境改善支援事業費、それから最下行の老人福祉施設整備等事業費、それから39ページの1行目と2行目の事業につきましては、施設整備はその開設準備経費、それから介護ロボットの導入など、ハード系の取組に対する支援でございまして、いずれも年度内の事業完了ができなかったため、繰り越したものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料40ページをお願いいたします。

事業名欄3行目の認知症基本法理解促進事業費は、国の経済対策に伴い、令和5年度の2月補正で予算化した事業費を繰り越したもので、今年度中に事業完了の見込みです。

次の物価高騰対策事業費の2件は、いずれも国の経済対策による物価高騰対策として予

算化し繰り越した事業であり、今年度中に事業完了の予定です。

なお、物価高騰対策事業費については、当課のほか、同様の事業を行う課においても記載がございますが、同様の趣旨でございますので、以下の説明は省略させていただきます。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

41ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費の物価高騰対応生活困窮者支援事業費については、物価高騰の影響を受けている生活困窮者の支援を行います団体の食料や生活必需品の給付などの活動経費について助成するもので、年度内に完了を予定しております。

物価高騰対策事業費については説明を省略します。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

42ページを御覧ください。

項欄のほうの、児童福祉費のほう、1つ目、放課後児童クラブ施設整備事業費でございますが、これは、その市の児童クラブの改築工事が年度内に完了しなかったため繰り越すものであります。今年度内には終了します。

それ以外の事業につきましては、経済対策に係るものであるため、省略させていただきます。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

44ページをお願いいたします。

1、社会福祉費及び児童福祉費、合わせて10の事業を繰り越しております。

下から2段目、困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業費は、国のモデル事業として実施するもので、生活に困窮する学生等に対する物資支援や相談体制の整備に要する経費でございます。

次に、下から4段目、子育て家庭支援事業費は、市町村事業に対する助成ですが、ハード整備事業の一部の工事が年度内に完了しなかったことから工期を延長しているものでございます。

それから、45ページの下から4段目、清水が丘学園整備事業費、これは県事業となりますが、同様に、ハード整備事業の工事の一部が年度内に完了しなかったことから延長するものでございます。

ただいま御説明しました3つの事業費以外の事業につきましては、国の経済対策に係る補正予算に伴い、今年2月に予算を確保いたしまして、今年度に繰り越して実施するものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

46ページでございます。

事業名を御覧いただきます。

管理システム改修というところがございますが、先般報酬改定がございました。

その中で、6月から改定を行うものもありますので、システム改修に伴う経費ということでございます。

次の人件費に伴います処遇改善につきましては、先ほど高齢者支援課から説明があったものと同様でございます。

また、物価高騰についても同様でございます。

次の障害分野のロボット等の導入関係でございます。

介護ロボットの経費を繰り越させていただいております。

そして、性被害の防止対策というところでございますが、障害児の子供たちのために着替える場所のつい立て、簡易パーティションでありますとか、そういったものについての繰越してございます。

また、施設整備の関係でございます。

1件、令和5年度の関係が繰越しをさせていただいております。

47ページに参りますと、こども総合療育センターの管理運営費、先ほど御説明申し上げました照明とか空調、こういったものについての内容でございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 48ページをお願いいたします。

医療政策課でございます。

公衆衛生費で4事業を繰り越しておりますが、物価高騰につきましては、先ほど御説明がありましたので、割愛させていただきます。

まず、一番上の医療施設等整備事業費につきましては、災害拠点病院の機能強化に向けた施設設備整備への助成でございますが、実施設計に時間を要したことから繰り越したものでございます。

次に、病床機能転換・再編等推進事業費につきましては、地域医療構想に基づき、病床再編等に取り組む医療機関における施設設備整備への助成でございますが、物価高騰等による資材、労務者の手配調整や工法見直し等がございまして、不測の日数を要したため、繰り越したものです。

最後に、医療機関等職員処遇改善推進事業費ですが、これは、経済対策に対応いたしまして、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者の収入を引き上げるために必要な財源を対象医療機関に助成するものになります。

本年2月から5月までの4か月間が補助対象期間となるため、全額繰り越したことになります。

医療政策課の説明は以上でございます。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の49ページをお願いいたします。

物価高騰関係につきましては、割愛させていただきます。

3の医薬費の最下段の記載にございます電子処方箋の活用・普及促進事業費につきましては、さきの国の経済対策に対応したものでございまして、2月補正予算で予算措置を行いました電子処方箋管理サービスを導入する薬局に対する助成でございますが、昨年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

薬務衛生課の説明は以上になります。

○高島和男委員長 最後に、報告第5号の説明をお願いします。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の最終ページ、50ページを御覧いただきます。

これは、施設整備に関わるものでございます。

令和4年度の案件でございます。

宇城市、そして、上天草にありますそれぞれ入所施設の、ここに書きました電線ケーブル需要の増加ということで資材確保が難しくなったというふうな理由で繰越しをお願いしております。

障がい者支援課は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 6ページの健康危機管理課、新興感染症対応力強化事業ということで、当初予算でも御説明をいただきました。

で、当初予算で説明があつて、これでまた増額ということですので、これは、県と感染症法に基づく協定を締結する医療機関が行う感染症対策に関わる施設とか、設備の助成ということになるかと思います。

増額するということですので、恐らくニーズがあるんだろうと思いますので、そのニーズの状況と、その施設の設備等というのはどういうものがあるのかということを、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、1点目のニーズでございますが、県のほうで調査した中では、133施設から要望が上がっております。

2点目、どういうものかというところでございますけれども、まず1点目は、感染症の対応に適した個室病床の整備であるとか、多床室を個室化するための可動式のパーティションの設置、もしくは空気清浄機の整備と、そういったものになります。

以上でございます。

○溝口幸治委員 これは、コロナに限らず、次何が来るか分からない感染症に備えてということで、必要な対策だろうとは思いますが。

これに直接は関わりませんが、前提としてというか、これを考える上で、このコロナの感染症で、これは、木村知事のマニフ

ェストの中での議論でも、我々もいろいろ議論したんですが、健康被害が確かに出ている人もいます。

国の救済制度の認定状況等も数字がいろいろ出てきているということでありますので、こういった県内の事実ということはきちっと県民に知らしめていく必要があると同時に、ワクチンの正しい知識というのをも広めていくことが大事だろうと思いますので、この辺りの取組についてどういうふうにされているのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、健康被害救済制度でございますけれども、こちら、まず、予防接種の実施主体が市町村になっておりますので、市町村のほうに被害があつたときに、被害を受けた方から申出がございます。

それを県のほうで受けまして、国のほうにそれを伝えております。

ちなみに、現在救済制度にのっているのが全体で152件申請があつておりまして、そのうち認定が99件、うち10件が死亡例になります。

今のところ、まだ32件審査未了という状況でございます。

○溝口幸治委員 そういう状況については、適時適切に、公表も含めて、ワクチンの正しい知識も含めて、公表していただきたいと思います。この強化事業を考える上で、繰り返しますけれども、次にどういう感染症が来るか分からないので、個室化していくとか、こういうものも大事だろうと思いますが、同時に、あのときに、パーティションを設置したりとか、議会で言うと、アクリル板を設置したりとか、いろいろやったわけですが、その辺りが、どれが適切

な処置で、例えば、これは個人的な話ですね、アクリル板なんて意味があったのかなあと思わないでもないんですよ。

だから、その辺りは、多額の税金を投入していくわけで、施設もいろいろそれに対応していくわけですが、これはきちっと効果があった、これについてはちょっといかなもんだったかというのが、そろそろ分別できてきてもいいのかなと。その上で、個室化とか、恐らくこれはもう、全然有効的だろうと思いますけれども、パーティションで区切るぐらいなら、どうなんだろうなあというのもないわけじゃなくて、恐らくみんなそんなイメージじゃないかなと思います。

多額の税金を投入するので、その辺り、どういうふうなやり取りが国との間でなされているのか。

施設は、例えば、個室化したいけれども、幾つか予算を要求する上で、じゃあ、空気清浄機も取りあえず今回入れようとか、パーティションも入れておこうとか、認められるのであれば入れようということになると思いますが、やっぱりちゃんと、そろそろ効果が、どれがあつて、どれはあんまり効果がなかったみたいな検証も必要と思うので、その辺りもお答えを。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今溝口委員御指摘の件ですけれども、県のほうでも、コロナ対応の検証のほうは進めておりまして、あわせて、当然国のほうでもコロナ対応の検証というのを行っております。その上で、今回の事業の対象設備というののも決まってきているかと思えます。

あわせまして、特に、今回の国庫補助が入っているようなものにつきましては、国の検証プラス会計検査院の検査等で、しっかり検証もされていくものと認識しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 コロナも誰も予測しなくて発生をしたと考えると、我々が今全然予測もしないような感染症が発生する可能性もあるので、備えておくという意味では、この事業というのは私は必要だと思います。

ただし、多額の税金を入れていくので、やっぱり、常に見直し、検証を進めながら、何が効果的な対策なのかということを忘れないように、県としても、この設備投資をされる、この補助メニューにのってくる事業者ともしっかり意見交換をしながら、そこの税金の使い道ということについては、引き続きいろいろ——答えがないんだけど、引き続き、きちっとそういう目で見えていくことをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 なければ、もう1点いいですか。

19ページ、子ども家庭福祉課の、これは児童福祉施設運営指導費の子どもの権利擁護推進事業、子どもの権利擁護の普及啓発や意見表明の支援等に関する経費ということですが、ちょっとこれはイメージが湧きにくいんですが、この事業の簡単なイメージをちょっと教えていただきたいと思います。

○中村子ども家庭福祉課長 児童養護施設等に入所しているお子さんたちというのは、非常になかなか気を遣うようなところもございまして、本当はこうしたいとかいうお気持ちがあつても、なかなかそれを表明できないというようなところもございまして、そういったところに専門の職員が入っていきまして、本当はどうなんだということを丁寧に聞き取ること、本当は自分がこうしたい、こうい

う進路を描きたいとかということを言えるようになるということを手助けする事業でございます。

○溝口幸治委員 よく分かりました。

児童養護の場合、いろいろな特殊性もありますので、ぜひそういう形でお願いをしたいと思います。

この子どもの権利擁護、意見表明というのは、この児童養護にかかわらず、今いろいろ言われていますけれども、これは、非常にきちっと、さっき言ったように、専門家がついていってきちっと聞き取るということで正しい情報が集約できると思いますが、これは児童養護に限らず、ほかの分野でもですけども、ただ、権利表明でということをやると、ちょっと違った情報が収集されたりとか、例えば、私も自分の子供がいるので、PTAと関わっていると、結構子供にいろいろ親が言わせて、あれって、何かちょっと違うぞということになってくるパターンもありますので、この辺、子供の純粋な意見の表明とか、こういう声が聞けるというのは大事なことなんだけれども、やっぱりそこにはきちっとしたルール化をしたり、その意見を確認する作業が必要だったりというのがあったと思いますので、これは、子ども家庭福祉課の今の事業以外のところでは十分注意してやっていただきたいと思います。

これは教育行政とかにも関わる部分だと思いますが、その辺りは要望しておきたいと思います。私からは以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号及び第11号について、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第19号を議題といたします。

請第19号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課です。

請第19号について、状況の説明をさせていただきます。

まず、請願の趣旨につきましては、マイナ保険証について、窓口で無効にされた事例や他人の情報が誤ってひもづけされたケースなど、問題が出てきていることなどから、現行の健康保険証について、当面の間の存続を求める意見書を国に対して提出することを請願するものでございます。

次に、現在の状況を御説明いたします。

現行の健康保険証の発行につきましては、令和6年12月2日より廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなっております。

健康保険証廃止後も、有効期間内は最大1年間そのままこの保険証を使用可能となっております。

また、健康保険証廃止後、マイナ保険証を保有されていない方につきましては、保険者が資格確認書を交付することとなっております。

なお、ひもづけ誤り登録への国の対応状況でございますが、昨年11月までに全ての既存のデータについて、住民基本台帳情報との突

合を完了し、本年5月からは、新規登録時に、加入者の全データについて、住民基本台帳情報との突合を行う新たな誤入力チェックシステムの運用が開始されたところでございます。

国は、全ての方に、安心して、確実に保険診療を受けていただける環境をつくるとしておりまして、県としまして、マイナ保険証への移行に向け、制度の周知広報に取り組んでまいりたいと考えております。

国保・高齢者医療課からの説明は以上となります。

○高島和男委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 ちょっと1点、確認だけさせてもらっていいですか。

今の話でいくと、令和6年12月からもう廃止するって話。それに対して新しい現行の保険証に関して、まだ持っていらない方含めて資格確認書を今行政が出しているという話ですよ。誤入力のチェックというのは5月からもう既に入っていると。国のほうがもうその制度を入れる。

この5月からの誤入力のチェックの中でトラブルとか何か、ここは起こっていないのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○浦田国保・高齢者医療課長 既存のデータにつきましては、先ほど申し上げたとおり、昨年の11月までに、全ての住民基本台帳情報との突合が終わりまして、そこからもう一回再度確認が必要なものについては、閲覧を停止した後に再確認をして修正しております。

よって、既存のデータの修正は、誤りはもうございません。で、新たなチェックシステムというのが5月から始まったというところでございます。

○藤川隆夫委員 今の話でいくと、もうきちっと今国のほうでやられているという確認ということと、もう一つは、資格確認書はもう既に出されているという、この事務作業を行政で今やられているということですよ。

分かりました。了解です。

○浦田国保・高齢者医療課長 委員おっしゃいました資格確認書につきましては、今の現行保険証の有効期間までは、今の紙の健康保険証をお持ちいただくと。で、12月2日以降から資格確認書の発行という形になりますので、今その準備に取りかかっているというところでございます。

○高島和男委員長 ほかに。

○西聖一委員 マイナ保険証の、今取得率、県はどれくらいあるのかなというのと、それから、私、請願もあれしてますけれども、当面はって言い方をしているんですけれども、12月2日切り替える前に、何か国民全員に書類が来て、それを持っていくといいんだというような何か情報を聞いて、そこは何か分からないので、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○浦田国保・高齢者医療課長 委員の御質問の、まず、マイナ保険証の利用率でございますが、こちらは、5月の時点でございますが、全国で利用率が、7.73%でございます。

熊本につきましては、若干高くはなっておりますけれども、8.20%というところでございます。

で、資格確認書につきましては、当初、申請による交付ということになっていたんですけれども、マイナンバーカードを保有されていない方、それと、マイナンバーカードを保有しているんだけど保険証としての利用

登録をされていない方については、職権で全ての方に交付する形になっております。

○西聖一委員 じゃあ、全員じゃなくて、ひもづけされた方にはその書類は来ないってことですかね。

○浦田国保・高齢者医療課長 恐らく、委員が御質問の話というのは、資格情報というのを全ての方に保険者のほうから、あなたはこういう資格を持っておりますよというような通知が来るという話だと思います。

○西聖一委員 そこはいいです。あと、もう一番懸念しているのは、健常な方が保険証を使うのは全然問題ないんですけども、やっぱり、幼児とか、認知症とか、もう寝たきりの方がどう対応できるのかということで、後見人がいる方はまだいいでしょうけれども、そういう方もない方とか、そういうのは、対応は結局市町村窓口なのか、その健康保険者、発行者なのか、病院なのかで、またどうせ混乱はするんだろうと思うんですけども、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいです。

○浦田国保・高齢者医療課長 仮に、マイナ保険証を保有されている方でも、マイナ保険証での診療が困難な方とか、そういった特別な事情があられる方については、資格確認書を申請によって発行する形になります。

それにつきましては、基本的には、マイナ保険証に移行するのが基本なんですけれども、保険診療を全ての方が安心して受けることができるというのが大前提でございますので、そういう漏れがないように、マイナ保険証を持っていらない方、マイナ保険証を使えない方については、漏れなく資格確認書を発行するという形を取っているはずでございます。

○西聖一委員 すみません、何回も。

今、資格確認証を発行するのと、その前の健康保険証を発行している団体が発行する文書、違う文書ですよ。

○浦田国保・高齢者医療課長 申し訳ございません、もう一度。

○西聖一委員 すみません。何かちょっと、また話が戻るけれども、マイナ保険証、ひもづけている方にはもう文書出さずに、それ以外の方に確認の文書を出しますよという話だったでしょう。

それと、実際使うに当たって不便を感じる方は資格確認書、また発行しますよってこと。別の手続が要るということですよね。

国から、健康保険証発行元と持ってきた文書を持ってきて、これを書面文書に変えるということで通用するのかって話です。

○浦田国保・高齢者医療課長 資格確認書については、まず、皆さんに通知が来るのは資格情報、あなたの資格はどういうものかというのが、それは全員に来ます。

それと、資格確認書というのは、職権で交付する場合と申請で交付する場合と二通りございまして、マイナ保険証を保有されていない方、あるいはマイナ保険証を持っていたとしても健康保険証としての利用登録をされていない方については、これは職権で交付されます。

これは、通常保険証と同じように、国保で言うと、自治体のほうが、職権で郵送して交付する形になります。これは申請ではないです。

あと、その他の事情があられる方、その他の方については、こちらは申請が必要となってくるという形になっております。

○西聖一委員 何か今聞いただけで、やっぱ

り相当混乱するんだらうなというのを十分想像できますので、よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第19号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択、不採択、双方の意見がございますので、採択についてお諮りいたします。

請第19号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手少数と認めます。よって、請第19号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第21号を議題といたします。

請第21号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

請第21号について、状況の御説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、実効性のある対策を講ずること、次に、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の需給状況を適切に把握、適切に対応できる体制の構築に取り組むこと、この2点を求める意見書を国に対して提出することを請願するものでございます。

現在の状況について御説明いたします。

後発医薬品企業の市場が拡大する中で、多くの医療用医薬品において、出荷停止等が発生をしております。

また、その影響は長期化し、国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されない状況が、3年以上にわたって続いている状況がございます。

また、医療機関、薬局においては、不足する医薬品を他の医薬品に変更するといったような様々な対応が行われているところでございますが、一部の医薬品が入手しづらいという状況でございますので、患者に不利益が生じかねない状況となっております。

なお、本県といたしましては、令和6年5月の国の施策等に関する提案要望の中で、医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進につきまして、厚生労働省に要望したところでございます。

薬務衛生課からの説明は以上となります。

○高島和男委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第21号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第21号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、請第21号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第21号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について、事務局から配付させます。失礼しました。

（資料配付）

○高島和男委員長 今配付いたしました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○本田雄三委員 お尋ねで、コロナの5類移行からもう1年以上経過するんですけれども、当時、KMバイオ社の不活化ワクチンがある程度有望な、言うならワクチンであるということで、かなり期待をしていたところですが、その後の状況というのもしお分かりであれば、教えていただければと思います。

○境薬務衛生課長 御質問ありがとうございます。

KMバイオ社が開発している不活化ワクチンにつきましては、昨年の12月から小児を対象とした治験を開始しているというふうに伺っております。

審査の状況につきましては、今後、申請行われてから判断されることになると思いますが、その動向について我々も見守っていきたいと思いますし、また、その早期の実用化については、本県といたしましても、国に要望

しているところでございます。

以上になります。

○本田雄三委員 当初の予定よりかなり遅れていたということで間違いはないですか。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

はい、そのように認識をしております。

○本田雄三委員 結構です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

一なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長